

公共事業新規評価個別地区の評価について

1 【まちづくり推進課】 P1 ~ 10

街路整備交付金事業 都市計画道路 井手西葉線

2 【農地整備課】 P11 ~ 25

県営かんがい排水事業 羽佐間水道地区

3 【河川砂防課】 P26 ~ 33

砂防事業 観音古賀川

街路整備交付金事業 (社会資本整備総合交付金)

都市計画道路 い で さ え 井手西葉線

まちづくり推進課

○事業概要

事業地区 都市計画道路 井手西葉線

事業期間 平成27～33年度

総事業費 1,900百万円

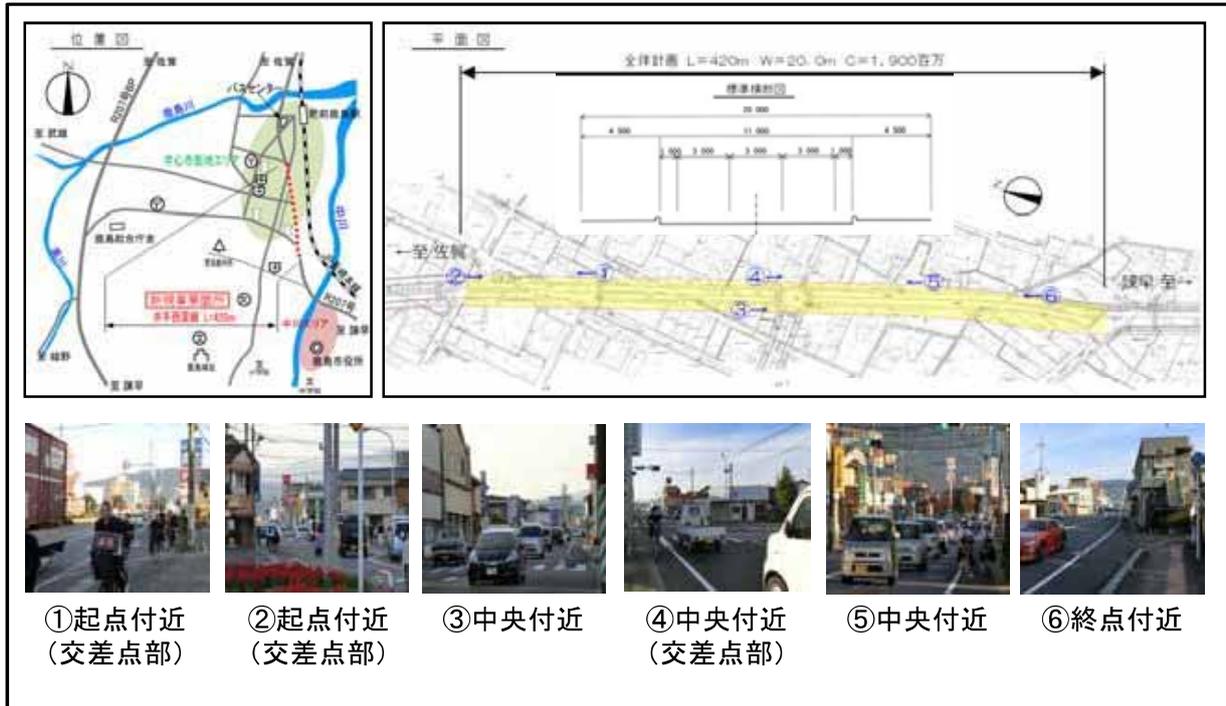
○事業の目的

当該路線は、鹿島市を南北に縦断し、「中心市街地エリア」と鹿島市役所を中心とした「中川エリア」を結ぶ幹線道路である。

しかし、自転車歩行者道が設置されておらず、通勤・通学時間帯の自動車、自転車、歩行者の錯綜による交通渋滞、歩行者等の安全対策が課題となっている。

当該路線の整備により交通渋滞を解消し、歩行者等の安全を確保することで、「鹿島市まちづくり推進構想」で掲げられている公的施設の再整備・再配置において核となる両エリアのアクセス性向上並びに都市の魅力向上による地域活性化を図る。

○事業概要



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系（生活関連事業）

事業名 街路事業

(1)位置づけ (A) 【80/100】

○県土づくり本部の基本戦略

〔 県土づくり本部の基本戦略に位置付けられている
(快適に暮らせる「まち」づくり) 【10/10】 〕

○都市計画マスタープラン

〔 県の都市計画マスタープランに位置付けられている
(佐賀県都市計画区域マスタープラン 鹿島) 【40/40】 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(1)位置づけ (A) 【80/100】

○都市計画道路の種類

〔 幹線街路 【10/20】
(都市内の各地区、主な施設相互間の交通を処理する道路) 〕

○地域の課題への貢献度

〔 中心市街地活性化に貢献できる道路、または医療・保健・福祉・教育
施設等の公益施設に関連する道路 【20/30】
(医療・保健・福祉・教育施設等の公益施設に連絡する道路) 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 (B) 【60/100】

○費用対効果 (B/C)

〔 費用対効果 (B/C) 1. 0以上~2. 0未満 【30/40】
($B/C=22.06\text{億円}/15.40\text{億円}=1.4$) 〕

費用対効果の考え方

○総便益 (B) : 道路整備によりもたらされる総便益額

<内訳>

- ・ 走行時間短縮便益=車両1台当たりの時間価値×短縮時間×交通量
- ・ 走行経費減少便益=道路整備による走行経費の減少×走行距離×交通量
- ・ 交通事故減少便益=道路整備による人身事故件数の減少×人身事故1件当たり平均損失額
(人的損失額、物的損失額、渋滞損失額)

○総費用 (C) : 道路整備及び維持管理に要する総費用

<内訳>

- ・ 事業費
- ・ 維持管理費

○費用便益比 (B/C) : 総便益 (B) / 総費用 (C)

※便益と維持管理費は、
供用開始後50年間で算出

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (B) 【60/100】

○歩行者等交通量

〔 歩行者500人/日未満、かつ自転車500台/日未満 【0/10】
(歩行者117人/日、自転車台304台/日) 〕

○歩道の状況

〔 歩行者・自転車道が設置されていない 【10/10】 〕

○幅広歩道自転車道の整備

〔 歩道自転車道を3m以上～6m未満で整備する 【10/20】
(自転車歩行者道4.5m) 〕

○電柱類地中化等計画

〔 地下埋設物(上下水道等)計画あり 【10/20】
(上下水道) 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境 (B) 【60/100】

○県民・市民との協働

〔 県民・市民の要望に配慮した事業 【20/30】
(平成26年11月18日に鹿島市長及び地元関係者から要望書の提出あり) 〕

○まちづくりへの取り組み状況

〔 まちづくりのイメージが策定されている 【20/40】
(鹿島市都市計画マスタープラン、鹿島市まちづくり推進構想等) 〕

○地元関係者等の合意形成状況

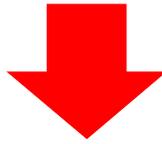
〔 事業化に対する認識が高い 【20/30】
(平成26年11月18日に地元関係者(区長、小中校長、小中PTA会長)
から要望書の提出あり) 〕

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

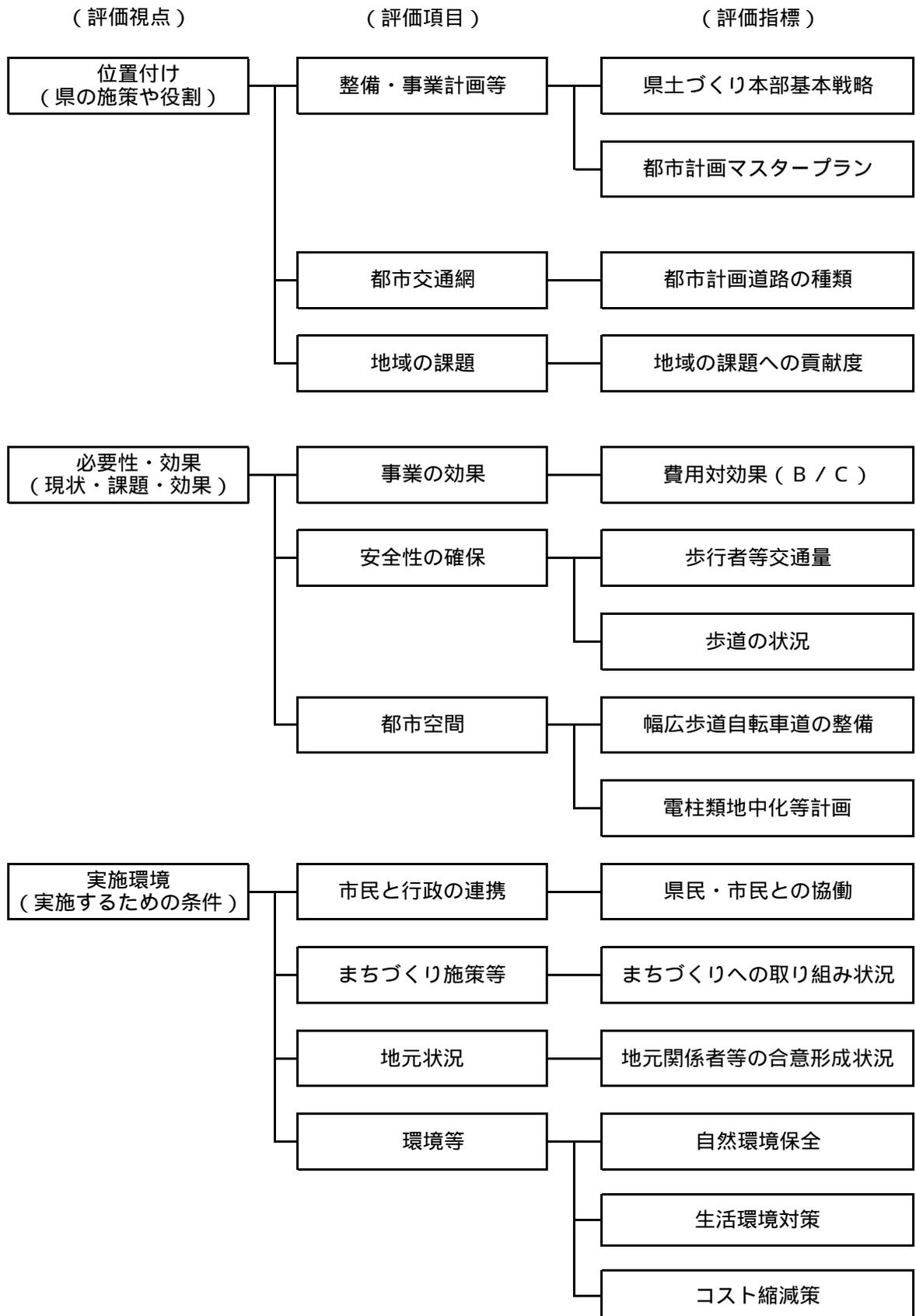
(2)必要性・効果 … (B)

(3)実施環境 … (B)



総合評価：Ⅱ 事業を実施

街路事業
生活関連



街路事業（生活関連）

評価視点：位置付け

評価項目：整備・事業計画等

評価指標：県土づくり本部基本戦略

| 評価要素 | 点数 |
|-------------------------|----|
| 県土づくり本部の基本戦略に位置付けられている | 10 |
| 県土づくり本部の基本戦略に位置づけられていない | 0 |

評価指標：都市計画マスタープラン

| 評価要素 | 点数 |
|---------------------------|----|
| 県の都市計画マスタープランに位置付けられている | 40 |
| 市町村の都市計画マスタープランに位置付けられている | 20 |
| 位置付けなし | 0 |

評価項目：都市交通網

評価指標：都市計画道路の種類

| 評価要素 | 点数 |
|--|----|
| 主要幹線街路 都市の拠点間を連絡し、特に高い高速機能と交通処理機能を有する道路 | 20 |
| 幹線街路 都市内の各地区、主な施設相互間の交通を処理する道路 | 10 |
| 補助幹線街路 幹線街路に囲まれた区域において、発生または集中する交通を処理する道路 | 0 |

評価項目：地域の課題

評価指標：地域の課題への貢献度

| 評価要素 | 点数 | |
|----------------|--|----|
| 地域の課題への 貢献度 | 都市圏交通の骨格となる道路 | 30 |
| | 中心市街地活性化に貢献できる道路、または医療・保健・福祉・教育施設等の公益施設に関連する道路 | 20 |
| | 該当なし | 0 |

評価視点：必要性・効果

評価項目：事業の効果

評価指標：費用対効果(B/C)

| 評価要素 | | 点数 |
|------------|-------------|----|
| 費用対効果(B/C) | 2.0以上 | 40 |
| | 1.0以上～2.0未満 | 30 |
| | 1.0未満 | 0 |

B：トラフィック機能+緊急時機能(延焼防止効果)

評価項目：安全性の確保

評価指標：歩行者等交通量

| 評価要素 | | 点数 |
|--------------|----------------------------|----|
| 歩行者・自転車等の交通量 | 歩行者500人/日以上、または自転車500台/日以上 | 10 |
| | 歩行者500人/日未満、かつ自転車500台/日未満 | 0 |

評価指標：歩道の状況

| 評価要素 | | 点数 |
|---------------|----------|----|
| 歩行者・自転車道の設置状況 | 設置されていない | 10 |
| | 設置されている | 0 |

評価項目：都市空間の整備

評価指標：幅広歩道自転車道の整備

| 評価要素 | | 点数 |
|-------------------------|--|----|
| 歩道自転車道幅員を6m以上で整備する | | 20 |
| 歩道自転車道幅員を3m以上～6m未満で整備する | | 10 |
| 歩道自転車道幅員を3m未満で整備する | | 0 |

評価指標：電柱類地中化等計画

| 評価要素 | 点数 |
|----------------------|----|
| 地下埋設物（電線類）計画あり | 20 |
| 地下埋設物（上下水道等）計画あり | 10 |
| 地下埋設物（電線類、上下水道等）計画なし | 0 |

評価視点：実施環境

評価項目：市民と行政の連携

評価指標：県民・市民との協働

| 評価要素 | | 点数 |
|-----------|--------------------|----|
| 県民・市民との協働 | 県民・市民提案型の事業である | 30 |
| | 県民・市民の要望に配慮した事業である | 20 |
| | 県民・市民の関与が低い事業である | 0 |

評価項目：まちづくり施策等

評価指標：まちづくりへの取り組み状況

| 評価要素 | | 点数 |
|---------------|--|----|
| まちづくりへの取り組み状況 | 街路事業と連携した街並み整備が実施される。また、建築協定の締結、ファサード事業、商店街活性化事業等がなされる場合 | 40 |
| | まちづくりのイメージが策定されている場合 | 20 |
| | 上記以外 | 0 |

注釈)「ファサード」：『建物の正面』のことであり、いわゆる「顔」である。通りに面したまち並景観となる。実施例としては、伊万里駅前線（駅通り商店街）がある。

評価項目：地元状況

評価指標：地元関係者等の合意形成状況

| 評価要素 | | 点数 |
|-------------------|--------------------|----|
| 地元関係者等の 合意形成状況 | 事業化に対する合意形成が図られている | 30 |
| | 事業化に対する認識が高い | 20 |
| | 合意形成が未成熟である | 0 |

評価項目：環境等

評価指標：自然環境保全 : 定性評価

評価指標：生活環境対策 : 定性評価

評価指標：コスト縮減策 : 定性評価

県営かんがい排水事業

羽佐間水道地区

農地整備課

○事業概要

| | |
|------|--|
| 事業地区 | 県営かんがい排水事業 羽佐間水道地区 |
| 事業内容 | 用水路(パイプライン) L=1.45km 用排水路(開水路) L=3.41km 附帯工 1式 |
| 受益面積 | A=570.4ha |
| 事業期間 | 平成27～30年度 |
| 総事業費 | 476百万円 |
| 関係市町 | 多久市・小城市・江北町 |

○事業の目的 ①

本地区の農業用水は、河川やため池に依存しているが、流域が狭小であるため不足が生じている。

また、取水された農業用水は、羽佐間水道（用排水路）や地区内の水路を通して農地へ配水されているが、施設の老朽化等により機能が低下し、農業用水が計画的に配水できない。

このため、本事業は、嘉瀬川ダムを水源として国営筑後川下流土地改良事業により安定確保された農業用水を受益農地の隅々まで供給するため、老朽化した水路の改修整備等を行い、農業経営の安定、担い手への農地集積を促進し、農業振興を図るものである。

○事業の目的 ②

現状・課題

- ・老朽化等による、機能低下（通水障害）で**計画的な配水に支障**をきたしている。
- ・水管理や水路の補修等に**多大な労力**が生じている。

このため

対応

農業用水を安定供給するため施設を整備
（用水路・用排水路 ほか）

結果

効果

○安定的な用水確保により、**計画的な営農を推進**・農家の**営農労力の軽減**

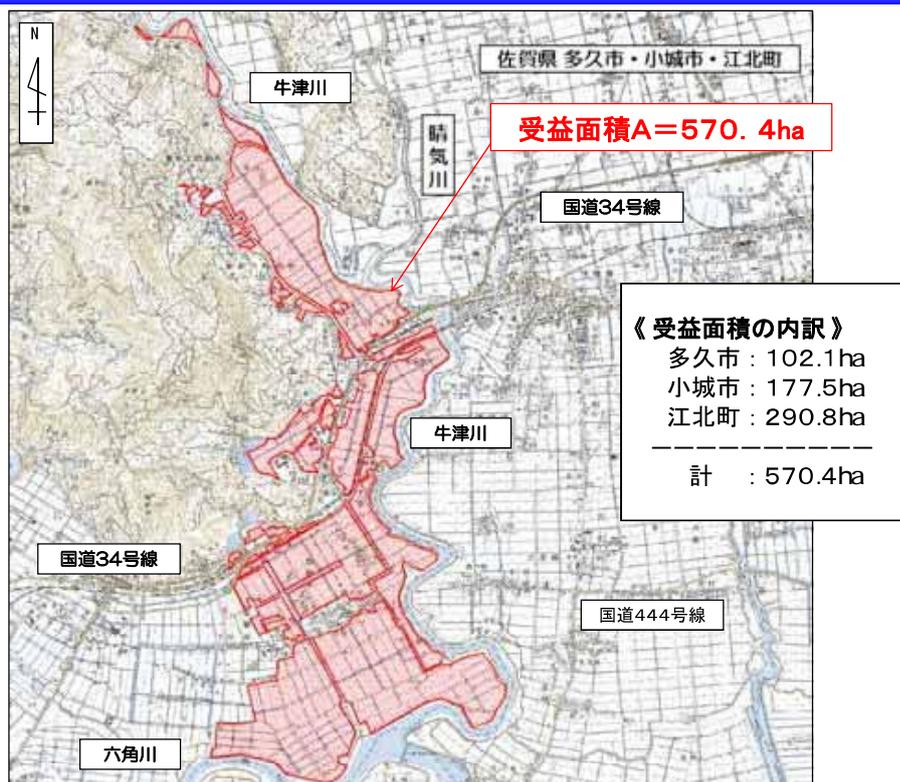
目指す姿

農地集積を促進し安定した地域農業の発展を図る

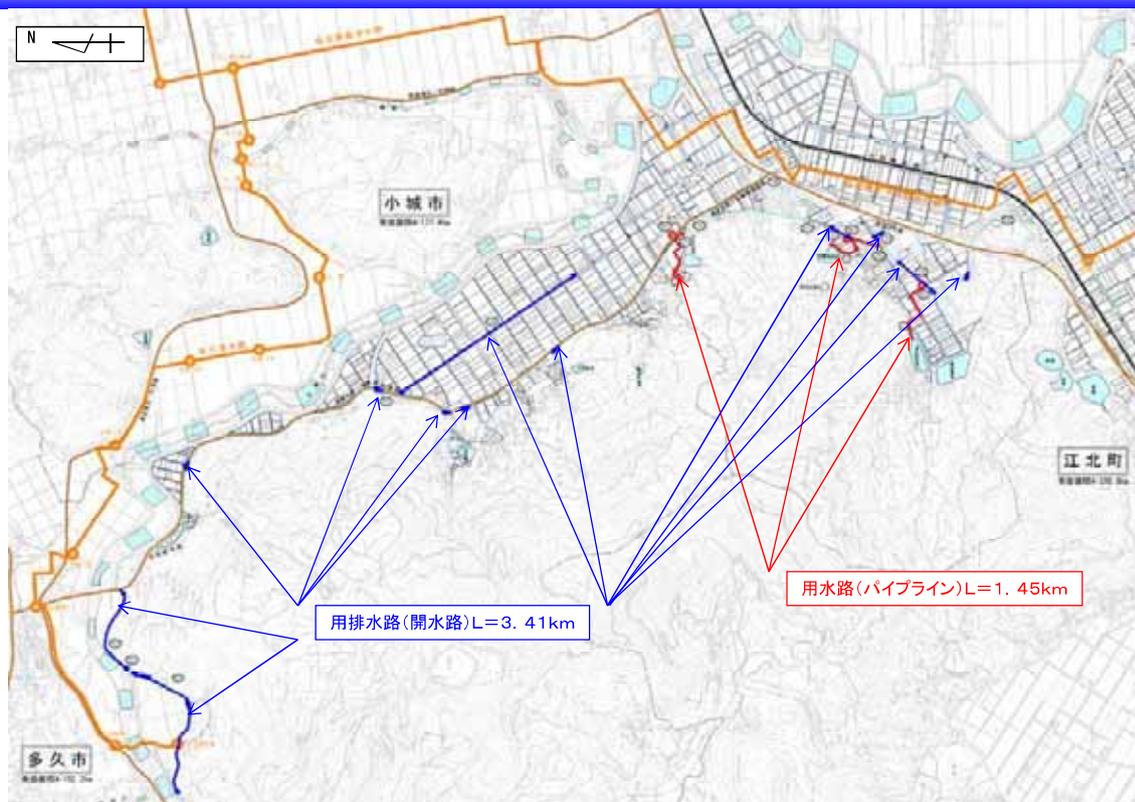
○位置図



○受益図



○計画平面図



○現況写真

土砂の堆積



水路内に土砂が堆積し、農業用水の通水を阻害している

水路法面の崩落



左岸側の水路法面が崩落しており、施設管理に労力を要している

柵渠側壁の転倒



柵渠の側壁が壊れ、水路側に転倒し農業用水の通水を阻害している

水路法面の洗掘



側壁上部の水路法面が洗掘されており、施設管理に労力を要している

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(産業活性化)

事業名 経営体育成基盤整備事業

(1)位置づけ (A)【100/100】

○県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている **【10/10】**

〔 ・県土づくり本部基本戦略に位置づけられている。
（担い手を支援する生産基盤づくり） 〕

○県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置付けられている **【10/10】**

〔 ・関係市町の農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。
・佐賀県総合計画2011に位置づけられている。
（IV-2-(5)農業生産を支える生産基盤づくり） 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○事業の実施により地区の耕地利用率が増加し、県平均値の利用率を上回る見込みがある **【20/20】**

〔 ・事業実施後の耕地利用率は179.5%となる見込みであり、県平均値132.3%を上回る。〕

○水稻の作付であれば、労働時間が事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 **【15/15】**

〔 ・事業実施後の10a当たり労働時間(水稻)は16.7hr/10aとなる見込みであり、県平均値25hr/10a以下となる。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○事業の実施により担い手が経営する農用地面積が増加し、担い手への農地利用集積率が県平均値を上回る見込みがある。【20/20】

〔・事業実施後の担い手への農地利用集積率は96.0%となる見込みであり、県平均値73.7%(H24)を上回る。〕

○野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている。【15/15】

〔・江北町において、野菜指定産地の指定品目となっている「たまねぎ」が作付けされる計画となっている。〕

○当該地区を含む地域において、土地利用型作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている。【10/10】

〔・関係市町において、農業再生協議会が設置され、水稻、大豆、麦、園芸物等の生産振興等について検討・協議が行われている。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (A)【100/100】

○地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。【30/30】

〔・本地区の農業用水は河川やため池に依存しているが、流域が狭小であるため安定した用水確保ができないことに加え、施設機能の低下等によって恒常的に用水不足となっている。農業用水の安定供給を行い、農地集積を促進し地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。〕

○全ての更新施設が耐用年数以上となっているか、施設の機能低下が見受けられる。【10/10】

〔・本事業で更新を行う施設は、用排水路及び制水門(ゲート)である。全ての用排水路が、耐用年数(30年)以上経ていることに加え、水路の一部では側壁が転倒する等の機能低下(通水阻害)がみられる。また、全ての制水門(ゲート)で、穴が開く等の機能低下(漏水)がみられる。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。【10/10】

- 〔・①水源が嘉瀬川ダムであり完成している、②国営筑後川下流事業の多久導水路が整備中であり、その事業効果を発現させるために早急な整備が必要である。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○費用対効果(B/C)が1.0以上。 【50/50】

- 〔・費用対効果は1.29で1.0以上である。
(17,031,494千円÷13,108,002千円=1.29) 〕

※かんがい排水事業のB/Cの考え方

- 総費用総便益比:総便益(B)／総費用(C)
※総便益と総費用については、〔当該事業の事業期間4年+40年で算定〕
- 総便益(B):かんがい排水施設整備によりもたらされる総便益額
(内訳)
・作物生産効果
・営農経費節減効果
・維持管理費節減効果
- 総費用(C):かんがい排水施設整備に要する総費用
(内訳)
・当該事業費
・関連事業費
・評価期間内における再整備費
・関連する全ての施設の資産価額(事業着工時点ー評価期間終了時点)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 (A)【100/100】

○関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。

【15/15】

- ・関係市町及び羽佐間土地改良区の同意が得られている。
- ・受益者の大部分の同意(平成26年12月26日時点:94.4%)が得られている。

○市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4

【15/15】

- ・本事業は市町一般申請事業であるため、負担は確実である。なお、農家負担は無い。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている。

【10/10】

- ・筑後川下流土地改良事業佐賀中部推進協議会において事業推進している。
- ・羽佐間水道土地改良区の臨時総代会において事業着手の同意が得られている。

○維持管理について予定管理者の同意が得られている。

【10/10】

- ・本事業で整備を行う施設の予定管理者である羽佐間水道土地改良区、納所土地改良区及び関係市から、整備後の施設を維持管理することで同意が得られている。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている。 【10/10】

〔・農協、普及センター等で構成する「羽佐間水道地区水田営農推進検討会」が設置され、営農推進を行っている。〕

○施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。 【10/10】

〔・関係機関(文化財、河川及び市道)との協議調整が行われ、基本的事項は確認されている。〕

○工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。 【10/10】

〔・土地改良事業設計基準に基づいており、工法は妥当である。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。 【10/10】

〔・受益面積や担い手への農地集積率などの、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱・要領に規定された採択の要件に適合している。〕

〔・本地区の受益面積はA=570.4haでありA=20ha以上である。
・事業完了時まで担い手への農地の利用集積を一定以上増加する。〕

○事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 【10/10】

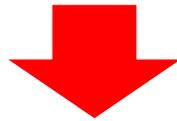
〔・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。〕

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ ……(A)

(2)必要性・効果 ……(A)

(3)実施環境 ……(A)



総合評価: I 優先的に事業を実施

経営体育成基盤整備事業

産業活性化



経営体育成基盤整備事業(産業活性化)

評価視点: 位置付け

評価項目: 整備・事業計画等

評価指標: 県土づくり本部基本戦略

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|-----------------|------------------------|----|
| 県土づくり本部 基本戦略 | 県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている | 10 |

評価項目: 各種計画との整合性

評価指標: 農業振興地域整備計画等

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|--|--|----|
| 県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置付けられている | | 10 |

評価項目: 農業振興

評価指標: 農地の高度利用

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---|--|----|
| 事業の実施により地区の耕地利用率が増加し、県平均値の利用率を上回る見込みがある | | 20 |
| 事業の実施により地区の耕地利用率の増加は見込まれるが、県平均値までには達しない | | 10 |
| 事業実施後において、耕地利用率の増加が見込めない | | 0 |

評価項目: 農業振興

評価指標: 農業生産性の向上

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---------------------------------------|--|----|
| 労働生産性の向上 (地区の主要作物 の労働時間の短 縮) | 以下のいずれかの項目に該当すること ・水稲であれば労働時間が事業実施後に2.5hr/10a以下となる見込みがある ・その他の作物であれば50%以上短縮される見込みがある | 15 |

評価項目: 農業振興

評価指標: 経営規模の拡大

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|--|--|----|
| 事業の実施により担い手が経営する農地面積が増加し、担い手への農地利用集積率が県平均値を上回る見込みがある | | 20 |
| 事業の実施により担い手が経営する農地面積の増加は見込まれるが、担い手への農地利用集積率は県平均値までには達しない | | 10 |
| 事業実施後において、担い手への農地集積率の増加が見込めない | | 0 |

評価項目: 農業振興

評価指標: 産地指定作物(野菜、果樹)の導入

| 評価要素 | 点数 |
|---|----|
| 野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている | 15 |

評価項目: 農業振興

評価指標: 産地としての集团的取り組み

| 評価要素 | 点数 |
|--|----|
| 当該地区を含む地域において、土地利用型作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている | 10 |

評価視点: 必要性・効果

評価項目: 事業の必要性

評価指標: 明確な必要性

| 評価要素 | 点数 |
|---|----|
| 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる | 30 |

評価項目: 事業の必要性

評価指標: 施設の機能

| 評価要素 | 点数 |
|--------------------------------------|----|
| 全ての更新施設が耐用年数以上となっているか、施設の機能低下が見受けられる | 10 |

評価項目: 事業の必要性

評価指標: 他の公共事業との連携

| 評価要素 | 点数 |
|-------------------------------|----|
| 他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある | 10 |

評価項目: 事業の効果

評価指標: 費用対効果(B / C)

| 評価要素 | 点数 |
|--------------------|----|
| 費用対効果(B / C)が1.0以上 | 50 |

評価視点:実施環境

評価項目:地元状況

評価指標:市町村及び受益農家の合意形成

| 評価要素 | 点数 |
|--------------------------------|----|
| 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている | 15 |

評価項目:地元状況

評価指標:受益者の負担能力

| 評価要素 | 点数 |
|--|----|
| 市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4 | 15 |

評価項目:地元状況

評価指標:事業推進体制の整備

| 評価要素 | 点数 |
|---|----|
| 事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている | 10 |

評価項目:地元状況

評価指標:維持管理体制の確保

| 評価要素 | 点数 |
|-------------------------|----|
| 維持管理について予定管理者の同意が得られている | 10 |

評価項目:地元状況

評価指標:営農支援体制の整備

| 評価要素 | 点数 |
|----------------------------|----|
| 農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている | 10 |

評価項目:他部局との調整

評価指標:関係機関との事前調整

| 評価要素 | 点数 |
|---|----|
| 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている | 10 |

評価項目:技術的可能性

評価指標:関係法令・基準等との整合

| 評価要素 | 点数 |
|------------------------------|----|
| 工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している | 10 |

評価項目:技術的可能性

評価指標:採択要件との適合

| 評価要素 | 点数 |
|------------------------------------|----|
| 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している | 10 |

評価項目:技術的可能性

評価指標:経済性・効率性

| 評価要素 | 点数 |
|------------------------------|----|
| 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている | 10 |

評価項目:環境等

評価指標:環境との調和に配慮 :定性評価

評価指標:生活環境対策 :定性評価

評価指標:コスト縮減策 :定性評価

砂防事業

(かんのんこががわ)

観音古賀川

河川砂防課

○事業概要

| | |
|------|---|
| 事業地区 | 小城市小城町晴気 一級河川六角川水系晴気川 (かんのんこががわ) 溪流名 観音古賀川(通常砂防事業) |
| 事業内容 | 砂防堰堤1基 |
| 事業期間 | 平成27年度～平成31年度 |
| 総事業費 | 160百万円 |

○事業の目的

集中豪雨等の影響によって発生する土石流等から住民の生命や財産を守るため、砂防堰堤を整備することにより溪流からの土砂流出の抑制による災害の防止を図る。

○事業概要



○事業概要



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 砂防事業

(1)位置づけ (A)【100/100】

○県土づくり本部基本戦略:(治水・土砂災害防止対策の推進)に位置づけられている。

・県土づくり本部戦略あり 【10/10】

○防災点検:防災点検箇所

・土石流危険渓流であり、保全人家5戸以上、又は、5戸未満で公共施設がある (保全人家 41戸) 【50/50】

○避難実績:自主避難状況数

・避難勧告の実績がある (平成24年7月の北部九州豪雨の際、小城市の山間部に避難勧告を発表(7月13日)) 【40/40】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 (A)【80/100】

○費用対効果

・2.0以上 (総便益B【3,492百万円】/総費用C【147百万円】=23.76>2.0) 【60/60】

○近傍の過去の土砂災害発生回数

・近傍の過去の土砂災害発生が無い 【0/10】

○危険度判定

【土砂量の抑制】

・流出する土砂を現砂防施設で止める割合(50%未満) (現在、砂防施設がないため、流出する土砂を止めることはできない。) 【10/10】

【流域の荒廃状況】

・流域内の荒れ具合の割合(10%以下) (溪流の荒廃率(荒廃面積4,805m²/溪流面積70,000m²=6.9%) 【0/10】

○福祉・公共施設の有無

・被害想定区域内に福祉又は公共施設がある (老人福祉施設 … サポートハウスやわらか) 【10/10】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境(A)【80/100】

○周辺住民の合意:地元関係者の要望(地元地権者及び受益者)

- ・地元からの要望がある
(地元からの意見を踏まえ、区長から要望書の提出あり)

【60/60】

○市町村の取組状況

- ・事業に向け協力的である
(地元との調整等事業に向け協力的である)

【20/40】

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ …(A)

(2)必要性・効果 …(A)

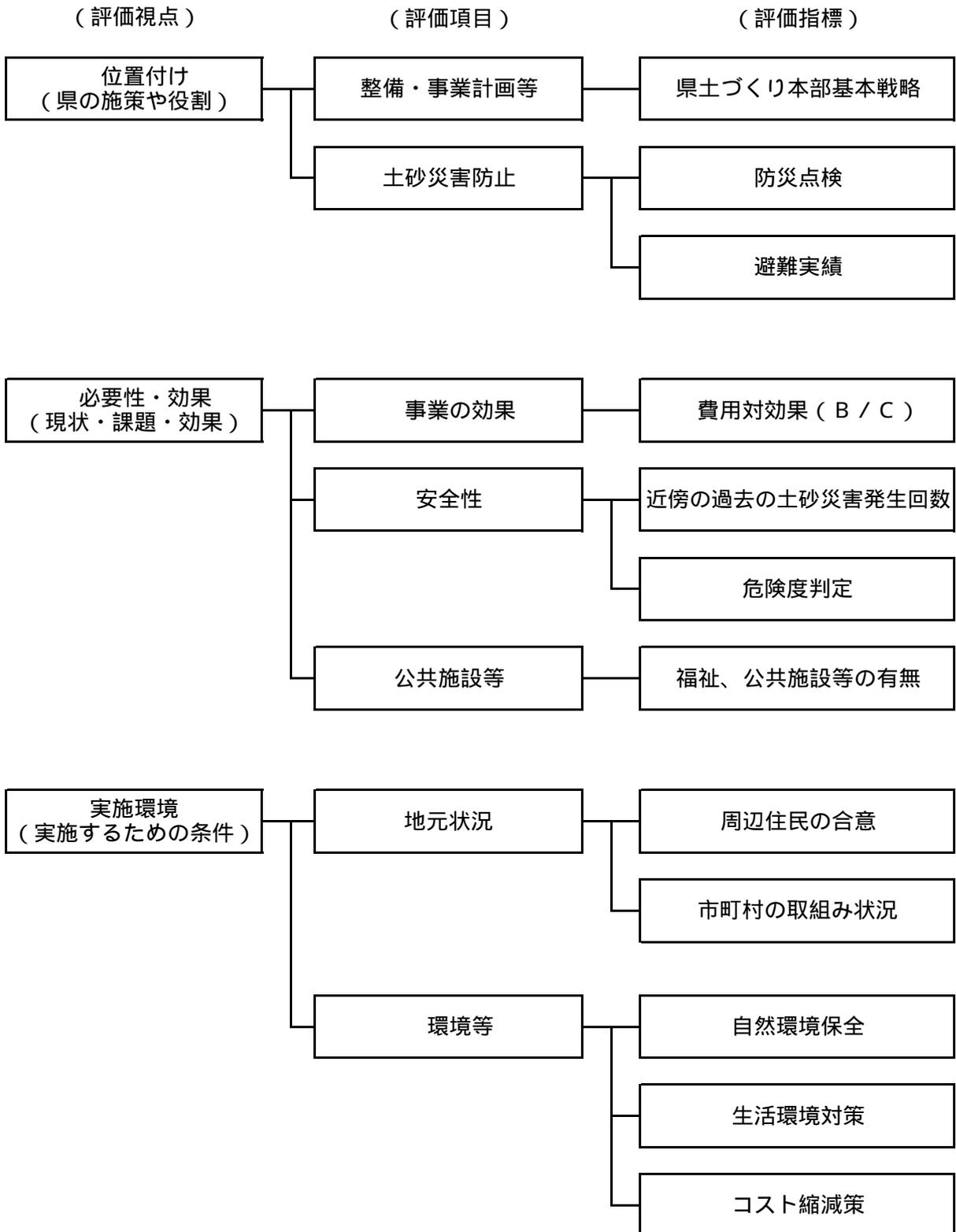
(3)実施環境 …(A)



総合評価: I 優先的に事業を実施

砂防事業

生活関連



砂防事業（生活関連）

評価視点：位置付け

評価項目：整備・事業計画等

評価指標：県土づくり本部基本戦略

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|-----------------|-------------------------|----|
| 県土づくり本部 基本戦略 | 県土づくり本部の基本戦略に位置付けられている | 10 |
| | 県土づくり本部の基本戦略に位置付けられていない | 0 |

評価項目：土砂災害防止

評価指標：防災点検

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---------|--|----|
| 防災点検箇所 | 土石流危険渓流であり、保全人家5戸以上 又は、5戸未満で公共施設がある | 50 |
| | 土石流危険渓流であり保全人家5戸未満 | 30 |
| | 土石流危険渓流であり、今後住宅等新築可能な地域 | 10 |
| | 土石流危険渓流でない | 0 |

評価項目：土砂災害防止

評価指標：避難実績

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---------|------------|----|
| 自主避難状況数 | 避難勧告の実績がある | 40 |
| | 自主避難の実績がある | 20 |
| | 自主避難の実績が無い | 0 |

評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果(B/C)

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|------------|-------------|----|
| 費用対効果(B/C) | 2.0以上 | 60 |
| | 1.0以上～2.0未満 | 50 |
| | 1.0未満 | 0 |

評価項目：安全性
 評価指標：近傍の過去の土砂災害発生回数

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|----------|----------------------|----|
| 土砂災害発生回数 | 近傍の過去の土砂災害発生回数（1回以上） | 10 |
| | 近傍の過去の土砂災害発生が無い | 0 |

評価項目：安全性
 評価指標：危険度判定

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---------|---------------------------|----|
| 流出土砂の抑制 | 流出する土砂を現砂防施設で止める割合（50%未満） | 10 |
| | 流出する土砂を現砂防施設で止める割合（50%以上） | 0 |
| 流域の荒廃状況 | 流域内の土地の荒れ具合の割合（10%以上） | 10 |
| | 流域内の土地の荒れ具合の割合（10%未満） | 0 |

評価項目：公共施設等
 評価指標：福祉・公共施設の有無

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|-------------|--|----|
| 福祉・公共施設等の有無 | 被害想定区域内に福祉又は公共施設がある | 10 |
| | 被害想定区域内に福祉又は公共施設は無い | 0 |
| | 福祉施設：児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設、医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校、聾学校、養護学校 公共施設：公民館、病院、学校、河川、国道、県道、市道等 | |

評価視点：実施環境
 評価項目：地元状況
 評価指標：周辺住民の合意

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|------------------------------|--------------|----|
| 地元関係者の要望 (地元地権者及び 受益者) | 地元からの要望がある | 60 |
| | 地元の一部から要望がある | 40 |
| | 地元からの要望は無い | 0 |

評価項目：地元状況
 評価指標：市町村の取組み状況

| 評 価 要 素 | | 点数 |
|---------------|-------------|----|
| 市町村の取組み状 況 | 事業に向け積極的である | 40 |
| | 事業に向け協力的である | 20 |
| | 事業に向け消極的である | 0 |

評価項目：環境等
 評価指標：自然環境保全 : 定性評価
 評価指標：生活環境対策 : 定性評価
 評価指標：コスト縮減策 : 定性評価